

【諮問事項】高知県単位価格表示基準の廃止について

1 基準制定の目的等

消費者の商品選択の利便を図ることを目的に、高知県消費者保護条例（現・高知県消費生活条例）に基づき、高知県消費者保護審議会（現・高知県消費生活審議会）への諮問・答申を経て制定（昭和52年10月1日告示、同年12月1日施行）
（※昭和50年8月20日付け「単位価格表示の推進について」経済企画庁、農林省、通商産業省連名通知）

<参考>

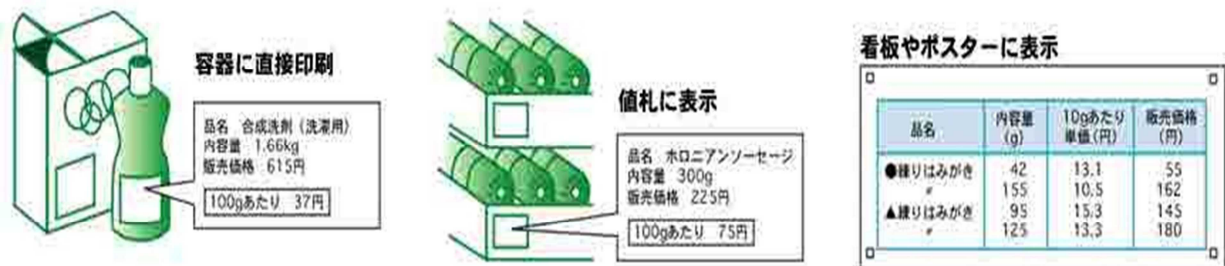
おもな改正：対象品目から日用品を廃止、表示単位を見直し（高知県消費者保護審議会にて審議）（平成13年5月11日告示、同年6月1日施行）

2 制度内容

「単位価格の表示に関する基準」（4～5ページ）のとおり

- ・対象事業者：売場面積300㎡以上及び200㎡以上（県内に複数の店舗を有する）の店舗において小売業を営む者
- ・対象品目：加工食品27品目、生鮮食品7品目
- ・表示事項：（面前計量）商品名、基準単位量、単位価格
（面前計量以外）商品名、基準単位量、単位価格、内容量、販売価格

<参考・表示例>



3 検討

(1) 他県の状況（令和7年7月全国調査）

制定：19都道府県（うち内容見直し5県）

未制定：28府県（うち6県は以前制定していたが廃止）

（見直しのおもな内容）

- ・消費者の活用率や購入金額が多いものなどへの品目変更
- ・店舗面積要件を1,000㎡に引き上げ（京都府）

※見直しを行った5県のうち、京都府以外は生鮮食品が存続

(2) アンケート調査

① 消費者

- ・調査対象 高知県くらしのサポーター（高知市以外在住 110 名）
- ・調査期間 令和 7 年 9 月 25 日(木)～10 月 14 日(火)・20 日間
- ・回答数 50 票（回収率 45.5%）
- ・調査結果 別添資料 1－2 のとおり

② 事業者

- ・調査対象 スーパーマーケット 3 店舗（高知市以外）
- ・調査日 令和 7 年 10 月 20 日(月)
- ・調査結果 別添資料 1－3 のとおり
いずれの店舗でも当基準や制度そのものが認知されておらず、カットかぼちゃなどの一部商品を除いて、計量・表示は行われていない。
また、単位価格表示に対する消費者からの質問や意見は聞いたことがないとのこと。

(参考) 高知市の基準

「高知市民のくらしを守る条例に基づく単位価格表示に関する規則」（昭和 51 年 10 月 1 日制定、昭和 52 年 1 月 1 日施行）

対象品目：日用品 11 品目、加工食品 29 品目、生鮮食品 9 品目

4 廃止理由

- ・消費者の商品選択基準の多様化により、単位価格表示が商品選択の中心でなくなっている（鮮度、消費期限、添加物などの品質や安全性を判断基準とする消費者が多い傾向）。
- ・ニーズが低下している商品が多く、基準が現状にそぐわない。
- ・計量、表示等の実施に係る事業者の負担が大きい。
- ・全国的にも未制定（廃止を含む）の府県が 28 と、約 6 割を占めている。
- ・消費者アンケートの結果によると、買い物時に精肉以外の品目において単位価格表示を参考にしている割合は、「いつも」と「ときどき」を合わせると 56%（資料 1－2 p2 問 4）で、単位価格表示を参考にしている消費者が一定数存在するものの、単位価格は商品選択の中心ではなく（資料 1－2 p2 問 6）、単位価格表示が必要であると回答した品目で、回答割合が 30%を超えたものは精肉とみそのみであった。（資料 1－2 p3、4 問 7）。
- ・事業者アンケート結果では、県基準の指定品目における単位価格表示の実施率は低く（資料 1－3 p1 問 2）、生鮮食品（一部）以外の単位価格表示基準の規定の必要性も低かった（資料 1－3 p1 問 6）。また、単位価格表示に対する消費者からの質問や意見は聞いたことがないとのことである。

- ・最も必要性が高いと思われる精肉に関しては、以下の〈参考〉のとおり、法令の規定等により単位価格を比較・確認できる仕組みが存在する。
- ・県民生活課においても、数十年にわたり、単位価格表示に関する問い合わせや意見等は寄せられていない。

⇒ 県において単位価格表示基準を設定する必要性は低く、廃止しても消費者の利益を大きく損ねることはないと考えられることから、当該基準を廃止することとしたい。

〈参考〉

- ・当表示制度の対象である「加工食品」と「食肉」は、計量法により、販売事業者が密封して販売する際には特定商品として内容量の表示義務があるため、それにより単位価格の比較が可能。
- ・加えて、食肉は「食肉の表示に関する公正競争規約」により単位価格の表示が求められているため、単位価格の確認が可能。
- ・中国四国農政局によると、食肉は、特売品（○グラムあたり△円などと明記しているもの）や肉の盛り合わせ（加工食品）以外で単位価格表示を行っていないものは見かけないとのことである。

○高知県単位価格表示基準の設定

昭和52年10月1日告示第508号

改正

平成11年10月14日告示第633号

平成13年5月11日告示第348号

平成18年9月22日告示第640号

高知県消費生活条例(昭和50年高知県条例第19号)第15条第1項の規定に基づき、単位価格の表示に関する基準を次のとおり定め、昭和52年12月1日から施行する。

単位価格の表示に関する基準

1 単位価格の表示実施対象事業者

単位価格の表示を実施する対象事業者は、次に掲げる者とする。ただし、(2)に掲げる者にあつては、売場面積が200平方メートル以上である店舗において単位価格の表示を実施するものとする。

(1) 売場面積が300平方メートル以上である店舗において小売業を営む者(消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づき設立された消費生活協同組合及び農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき設立された農業協同組合で組合員の生活に必要な物資を供給する事業を行うものを含む。以下同じ。)

(2) 県内に複数の店舗をもって小売業を営む者

2 単位価格の表示対象品目及び基準単位量

単位価格を表示する品目及び単位価格の表示に用いる基準単位量は、別表のとおりとする。

3 単位価格の表示の方法

単位価格の表示の方法は、次に掲げるいずれかの方法又は2以上の組合せによる方法とする。

(1) 商品ごとに直接ラベルをはり付けて表示する方法

(2) 商品の陳列だな等に表示する方法

(3) 商品の近くに下札又は置札で表示する方法

(4) 商品の近くに一覧表で表示する方法

4 単位価格の表示事項

単位価格の表示事項は、次のとおりとする。

(1) 面前計量の方法により商品を販売する場合の表示事項は、商品名、基準単位量及び単位価格とする。

(2) 面前計量以外の方法により商品を販売する場合の表示事項は、商品名、基準単位量、単位価格、内容量及び販売価格(容器代を含めた価格をいう。以下同じ。)とする。

5 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該品目の内容量で除して得た額の有効数字3ケタ(4ケタ目を四捨五入)に別表の右欄に掲げる基準単位量を乗じて得た額とする。

6 この告示において「単位価格」とは、商品ごとの質量、体積、長さ等の単位当たりの価格をいう。

前 文(抄)(平成13年5月11日告示第348号)

平成13年6月1日から施行する。

前 文(抄)(平成18年9月22日告示第640号)

平成18年10月1日から施行する。

別表

品目名	基準単位量
(加工食品)	
ハム	100 グラム
ソーセージ	100 "
粉ミルク	100 "
インスタント粉末クリーム	10 "
チーズ	100 "
マカロニ	100 "
スパゲッティ	100 "
ソース	100 ミリリットル
ケチャップ	100 グラム
マヨネーズ	100 "
食酢	100 ミリリットル
化学調味料	10 グラム
即席カレールー	10 "
サラダドレッシング	100 "
フレンチドレッシング	100 ミリリットル
インスタントコーヒー	10 グラム
インスタントココア	10 "
紅茶	10 "
食用油	100 "
砂糖(角砂糖を除く。)	100 "
はちみつ	100 "
ジャム	100 "
みそ	100 "
しょうゆ	100 ミリリットル
削り節	10 グラム
小麦粉	100 "
パン粉	100 "
(生鮮食品)	
かぼちゃ	100 グラム
ばれいしょ	100 "
精肉	100 "
温州みかん	100 "
きゅうり	100 "
玉ねぎ	100 "
トマト	100 "

注 1 この表において基準単位量がグラムで定められている品目が製造段階等においてリットル又はミリリットルで表示されている場合には、この表の基準単位量の欄中「10グラム」とあるのは「10ミリリットル」と、「100グラム」とあるのは「100ミリリットル」と、この表において基準単位量がミリリットルで定められている品目が製造段階等においてキログラム又はグラムで表示されている場合には、この表の基準単位量の欄中「100ミリリットル」とあるのは「100グラム」と読み替えてこの表を適用して差し支えない。

2 この表において基準単位量が「10グラム」と定められている品目が、基準単位量の10倍以上の内容量で販売される場合には、この表の基準単位量の欄中「10グラム」とあるのは、「100グラム」と読み替えてこの表を適用して差し支えない。